



2019年9月18日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾
(電話番号 03-3668-5183)

事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の開催並びに
事業再生 ADR 手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S. A. de C. V.、Akebono Brake Slovakia s. r. o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器(蘇州)有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (以下、総称して「当社ら」といいます。)は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでまいりました。

当社は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合(以下、「JIS ファンド」といいます。)との間で、第三者割当の方法により、JIS ファンドに対して総額 20,000,000,000 円の A 種種類株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。)等を内容とする出資契約書を締結いたしました。

また、当社らは、2019年7月22日付「事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の協議のための債権者会議の開催等に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の再続会において、上記出資契約書の内容を踏まえ、JIS ファンドとの協議を経て策定した事業再生計画案(以下、その後の変更を含み、「本事業再生計画」といいます。)をお取引金融機関に対して説明し、総額 560 億円の債権放棄を含む金融支援を依頼しておりました。その後、当社らは、2019年8月16日付「(開示事項の変更・経過) 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日付で本事業再生計画案の一部見直しを行い、その内容をお取引金融機関にご検討いただいております。

これに対して、本日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関から本事業再生計画について同意が得られており、加えてそれを証する内容として同意書を提出いただき、本日をもって事業再生 ADR 手続が成立いたしましたのでお知らせいたします。

I. 事業再生 ADR 手続の成立

当社は、上記のとおり、対象債権者たるお取引金融機関の合意による事業再生 ADR 手続の成立を目指してきました。当社は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく、これまで事業再生計画案の策定を進めてまいりましたが、JIS ファンドと

の協議を経て本事業再生計画を策定した上で、2019年7月22日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の再続会において、対象債権者たるお取引金融機関に対して本事業再生計画の内容をご説明するとともに、債務免除を実行していただくことを主な内容とする金融支援を要請いたしました。これに対して、本日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関から同意が得られており、加えてそれを証する内容として同意書を提出いただき、本日をもって事業再生ADR手続が成立いたしました。

II. 債権放棄を含む金融支援

1. 金融支援を受けるに至った経緯

当社グループは、企業理念を、「私達は、『摩擦と振動、その制御と解析』により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」に基づき、独創的な発想・アプローチで社会に貢献し、ボーダーレス社会における不可欠な存在としての他に類を見ない地位の確立を目指しております。

そのような中、当社グループでは、2015年3月期から発生した北米事業での生産混乱により、2016年3月期に北米事業は2期連続で営業損失を計上し、かつ多額の減損損失を計上したことから、連結全体の財政状態が悪化する事態に至りました。そこで、前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」では、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目指して活動してまいりました。

しかしながら、前中期経営計画最終年度の2019年3月期には、原材料市況の高騰によるコストの増加や、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応した固定費削減が計画通りに進まないといったさらなる経営課題が発生し、こうした課題に対して前年度までに強化してまいりました現地主導による経営体制が十分に適応できなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。このように、当社は北米事業の黒字化など前中期経営計画で掲げた重点目標を一時的に達成し「健全な財務体質への回復」を目指すべく、各種活動を行ってまいりましたが、その後も、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、急速な受注増加に伴う生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等新たな北米事業の課題が発生したこと等により、厳しい経営状態及び財務体質からの脱却には至りませんでした。

当社グループの財政状態及び足元の資金繰りはいずれも悪化しており、このような状況を解消し、また、収益構造の改革と業績の回復を実現するためには、大規模な資本性の資金調達と、財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による国内外での収益性改善及びキャッシュフローの安定化の実現が急務となっております。

そのような状況の中、当社は、事業再生ADR手続における本事業再生計画の策定にあたっては、上記の当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現するべく、スポンサーから確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただくこと及びお取引先金融機関から金融支援にご同意いただくことで、構造改革を実現するための資金やリソースを確保するとともに、早期に財務体質及び足元の資金繰りを改善し、当社グループが抱える財務面及び事業面の課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至ったものです。

2. 金融支援に係る債務の内容

(1) 対象債権者

お取引 37 金融機関

(2) 債務の種類

2019 年 1 月 29 日（以下、「基準日」といいます。）現在における当社らに対する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権（スタンドバイ信用状に基づく発行依頼人に対する償還請求権等を含む。以下、「対象債権」という。）

(3) 債務の額及び債務の総額に対する割合

1,066 億 50 百万円、66.90%

(4) 債務の総額

債務の総額とは、2019 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。なお、債務の額は基準日現在の対象債権者に対する当社らの債務の合計金額です。

3. 金融支援の概要

(1) 債務免除

① 借入先 お取引 37 金融機関

② 債務の内容及び金額

当社らに対する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権にかかる債務
560 億円

③ 債務免除日

2019 年 9 月 27 日（効力発生日）

※ 但し、債務免除の効力は、2019 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る各議案が全て原案どおり承認可決されることを条件として発生することとなりますのでご注意ください。

2019 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会及び付議議案の詳細については、2019 年 8 月 26 日付「臨時株主総会の付議議案の決定及び代表取締役の異動に関するお知らせ」、2019 年 7 月 18 日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」、及び 2019 年 8 月 16 日付「（開示事項の変更・経過）第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 債務の貸付条件の変更

① 借入先 お取引 37 金融機関

② 債務の内容及び金額

以下に掲げる債務の弁済に関する計画を除き、対象債権者の対象債権のうち債務免除後に存続する債権（以下、「支援後債権」といいます。）については、本事業再生計画の計画期間（以下、「計画期間」といいます。）の末日である 2024 年 6 月 30 日までの間、元本残高を維持し、同日における支援後債権の残額については同日に一括返済する。

- (ア) 計画期間 4 期毎の確定金額の元本返済 (2020 年 6 月末日に 3 億円、2021 年 6 月末日に 3 億円、2022 年 6 月末日に 6 億円、2023 年 6 月末日に 11 億 5 千万円の合計 23 億 5 千万円 (対象債権の 2.2%相当額))
- (イ) 当社の日本橋本店の売却代金を原資とする元本返済 ((1) 対象債権者の対象債権額の総額 (但し、主債権と保証債務履行請求権の重複部分を控除した額) 1,066 億 50 百万円の 2%相当額 (21 億 33 百万円) と、(2) 当社の日本橋本店のネット売却金額 (売却代金額から、売却費用、移転費用及び移転先賃料の割引現在価値 (賃料割引率 8% = 12.5 年相当分の賃料額) の合計額を控除した残額) のいずれか低い額とする)
- (ウ) 当社グループのフリー・キャッシュ・フローを前提に算定された一定の基準額を超過する額を原資とする元本返済
- (エ) 基準日時点での約定利率での利息支払

4. 事業再生計画の概要

(1) 経営が困難になった原因

経営が困難になった原因については、上記 1. をご参照ください。

(2) 事業再生計画の具体的な内容

本事業再生計画の内容につきましては、本日、別途開示しております「事業再生計画」の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 今後の見通し

本事業再生計画の当社業績見込に与える影響につきましては現在精査中でありますため、確定次第お知らせいたします。なお、お取引金融機関からの債務免除に伴い債務免除益に係る特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、お取引金融機関から具体的な債務免除の対象債権をご指定いただき、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

III. 上場廃止基準への該当等に関する事項

1. 債務者による債務免除の額 (個別)

上記 II. 3. (1) ②記載のとおり、債務免除の対象となる債権金額は総額 560 億円でお取引金融機関からご同意いただいております。債務免除の対象となる債権は、当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S. A. de C. V.、Akebono Brake Slovakia s. r. o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器 (蘇州) 有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. の計 7 社に対する債権となっており、具体的な債務免除の対象債権については、今後、各お取引金融機関から指定いただきます。なお、当社子会社に対する対象債権の総額を勘案すると、当社個別の債務免除額は、少なくとも 311 億 60 百万円となります。

2. 直前事業年度の末日 (2019 年 3 月期) の債務総額 (個別)

1,084 億 41 百万円 (貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。)

3. 直前事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合

上記 1. 記載のとおり、当社個別の債務免除額は今後お取引金融機関からの指定により確定しますが、当社個別の債務免除額がその最低額である 311 億 60 百万円とされた場合には、本事業再生計画における当社個別の直前事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合は 28.73%となります。

そのため、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行いました。

当該審査において、本事業再生計画が「施行規則で定める再建計画」であると認定され、かつ上場時価総額に関して1か月間（2019年9月19日～2019年10月18日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（2019年10月18日）の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、株式会社東京証券取引所が「施行規則で定める再建計画」でないと判断した場合又は上場時価総額に関して1か月間（2019年9月19日～2019年10月18日）の平均上場時価総額若しくは当該1か月間の最終日（2019年10月18日）の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、当社普通株式は上場廃止となります。

株主の皆さま、お取引金融機関をはじめ関係者の皆さまには、多大なご負担とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後につきましては、本事業再生計画を確実に遂行し、当社事業の再生と当社の持続的な成長に向け、役員及び社員は一丸となり不退転の決意を以って抜本的な事業再生に取り組んでまいります。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上